

協議第 4 号

合併の期日について（協定項目 2）

大平町、岩舟町、藤岡町 3 町の合併の期日について、別紙資料に基づき協議に付する。

平成 1 5 年 8 月 1 8 日提出

大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会の調整内容

協議事項	2 合併の期日	関係項目	
調整の内容			

留意事項	備考
<p>1 市町村が合併するためには、関係団体の各議会において議決してから都道府県知事への合併申請、都道府県議会での議決、知事の合併決定、総務大臣への届出(都道府県)、総務大臣が官報に告示など、様々な手続が定められており、相当の日数を要することとなることから、この点を十分に考慮して合併の期日を定める必要がある。</p> <p>2 期日決定のポイントとしては、住民との意見交換及び合意形成に要する期間、住民生活への影響、合併に予定される事務事業または公的行事との関係、協議会の協議の進捗状況、首長・議会議員の任期、合併時の事務処理・引継ぎの利便性等を総合的に勘案して判断し、期日を定めることが望ましい。</p> <p>3 先進事例を見る限り、必ずしも特定期日に限られるものではなく、各団体のそれぞれの事情により期日が定められていることが伺える。</p> <p>4 市町村合併特例法の期限の平成 17 年 3 月 31 日までに合併。</p>	